

青森県報

第四千四百四十七号

平成三十年
五月九日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……三
- 基本測量の実施……………(監理課) ……三
- 公共測量の実施……………(同) ……四
- 下北地域における旅館、民宿等の観光客受入れ調査の実施……………(下北地域) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……五

出先機関

- 土地改良区の役員の退任……………(三八地域) ……五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……五
- 土地改良区の管理規程変更の認可……………(同) ……五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域) ……六
- 土地改良区の管理規程変更の認可……………(同) ……六

告 示

青森県告示第三百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
エルム女性クリニック ファミリークリニック 希望	五所川原市中央四丁目九三 つがる市富港町泉川三の二	平成三〇・二・二六 三〇・一・二四
りかクリニク	北津軽郡中泊町大字薄市字沖原三六の九	三〇・一・二六
ひかり調剤薬局 ちびき薬剤センター あおいもり薬局	弘前市大字品川町二四の一 上北郡東北町字板橋山一の三〇 上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の二一〇	三〇・二・二六 〃 〃

青森県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ファミリークリニック 希望 エルム女性クリニック スーパードラッグアサ ヒ調剤薬局エルム店	つがる市富泡町山里一の一 五所川原市中央四丁目九三 五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一	平成三〇・一・二五 三〇・三・一 三〇・四・二

青森県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休止年月日
工藤整形外科医院 しらと医院	弘前市大字三岳町六の一 平川市柏木町藤山七の一八	平成三〇・二・二三 三〇・三・一

青森県告示第三百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する

同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	廃止年月日
三上 広美	津軽接骨院	五所川原市金木町朝日山三四三の一	平成三〇・三・八

青森県告示第三百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
三上 淳之	津軽接骨院	五所川原市金木町朝日山三四三の一	平成三〇・三・九

青森県告示第三百六十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たむら内科クリニック レモンバーム薬局 スーパードラッグアサ ヒ調剤薬局エルム店	弘前市大字清水一丁目九の八 五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一	平成三〇・三・九 三〇・三・一 三〇・四・二

青森県告示第三百六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
りかクリニック ひかり調剤薬局 ちびき薬剤センター あおいもり薬局	北津軽郡中泊町大字薄市字冲原三六の九 弘前市大字品川町二四の一 上北郡東北町字板橋山一の一〇 上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の二一〇	平成三〇・一・二六 三〇・二・二六 〃 〃

青森県告示第三百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ弘前アルカディア店	弘前市大字扇町三丁目一の一	平成三〇・五・一

青森県告示第三百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	サンケア薬局湊高台店	八戸市大字新井田字二本杉一の二八	平成三〇・五・一
変更後		八戸市大字新井田字二本杉一の一八	

青森県告示第三百六十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類
基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間
平成三十年五月七日から平成三十一年三月三十一日まで

三 作業地域
上北郡横浜町

青森県告示第三百七十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関
青森市

二 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）

三 測量の期間
平成三十年四月二十日から平成三十一年三月三十一日まで

四 測量の地域
青森市

青森県告示第三百七十一号

下北地域における旅館、民宿等の観光客受入れ調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

下北地域の旅館及び民宿における宿泊客数等を把握し、下北地域の観光客受入れの促進に係る施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

青森県下北地域（むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村）において旅館及び民宿を営む者

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期日（期間）

1 報告を求めるとする事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 過去二年間における宿泊客数（月別）

(二) 過去二年間における外国人宿泊客数（月別）

(三) ビジネス客と観光客の割合

(四) 誘客のためのPR方法

(五) カード決済または電子決済の有無

(六) Wi-Fi環境の有無

(七) 滞在型観光メニュー提供の有無

2 報告を求めるとする基準となる期間は、平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの期間及び平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までの期間とする。ただし、1(五)から(七)については、調査票の記入日を報告を求めるとする基準となる期日とする。

四 報告を求めるとする者

青森県下北地域（むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村）において旅館及び民宿を営む者

五 報告を求めるとするために用いる方法

1 調査票を報告者に郵送し、記入済みの調査票を郵送又はファクシミリで回収する方法

2 調査員が報告を求めるとする者を訪問し、報告を求めるとする者から聞き取る方法

六 報告を求めるとする期間

平成三十年五月九日から同年六月三十日までとする。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東陽工業株式会社
- 二 代表者の氏名 川村義彦
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市東二番町八の四三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一六六六号
- 五 取消年月日 平成三十年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成三十年四月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年五月九日

三八地域県民局長 津 島 正 春

区	役員	氏	名	住	所	退任の年月日

理事 木村 律行 三戸郡南部町大字相内字沢構七四

平成三〇・四・九

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、蛭川土地改良区の定款の変更を平成三十年四月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年五月九日

三八地域県民局長 津 島 正 春

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、蛭川土地改良区の蛭川頭首工管理規程の変更を平成三十年四月二十日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成三十年五月九日

三八地域県民局長 津 島 正 春

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正な取水位によりかんがい取水を行い、毎年五月六日から八月三十一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡、情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。

る。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出してその内容を報告しなければならない。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、赤石川土地改良区の定款の変更を平成三十年四月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年五月九日

西北地域県民局長 平 野 義 一

土地改良区の管理規程変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、赤石川土地改良区の赤石川第一頭首工および赤石川第二頭首工管理規程の変更を平成三十年四月十九日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成三十年五月九日

西北地域県民局長 平 野 義 一

管理規程の概要

一 放流及び取水に關する事項

頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい用水の取水を行い、毎年五月十五日から九月一日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に關する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な器具及びこれに必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に關する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭